

## 高座清掃施設組合環境プラザ貸出室使用承認書

高座清掃施設組合環境プラザ条例施行規則第6条第1項の規定に

基づき次の内容で、環境プラザ貸出室の使用を承認します。承認した日 年 月 日

高座清掃施設組合 組合長 ⑩		登録カード 番号	
申請者	団体名		
	氏名 (団体の場合は 代表者氏名)		(電話)
使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ( 時間)		
使用施設 該当する施設に ☑する。	<input type="checkbox"/> 創作工房 1 <input type="checkbox"/> キッチンルーム <input type="checkbox"/> 創作工房 2 <input type="checkbox"/> 中会議室 <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 音楽室		
使用目的	事業名称		
	内容		
入場料等	<input type="checkbox"/> 有料 (最高料金: ) <input type="checkbox"/> 無料	入場 予定者数	人
施設使用料	円	1 附属設備以外の器具等使用の有無・内訳	
附属設備使用料	円		
合計	円		
2 使用する附属設備内訳			

※1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高座清掃施設組合組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として(訴訟において当組合を代表する者は組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 2 附属設備

区 分	附属設備名	計算単位	1回の使用料金	使用数量	小 計
創作工房1	電動ろくろ	1基	300円		
	小型電動ろくろ	1基	200円		
	手動ろくろ	1基	100円		
	絵付け、施釉用具セット	1セット	200円		
	電気炉	1基	1,000円		
	七宝焼器	1基	1,000円		
	折りたたみ式長机	1台	100円		
キッチンルーム	炊飯器	1台	200円		
	大型鍋	1個	100円		
創作工房2	電動工具	1セット	300円		
	工具	1セット	100円		
	ミシン、電気アイロン	各1台	200円		
	イーゼル(絵画用)	1本	100円		
中会議室	プロジェクター(音響設備 機器含む)	1台	300円		
	スクリーン	1面	200円		
	ホワイトボード	1台	100円		
多目的スタジオ	ホワイトボード	1台	100円		
音楽室	グランドピアノ	1台	1,000円		
	指揮用譜面台	1台	100円		
	譜面台	1台	100円		
合 計					